

佐賀県告示第 317 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 13 条第 1 項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定し、令和 3 年 8 月 26 日から施行する。

令和 3 年 8 月 25 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「2012 Future」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「44 Magnum LOVE DEATH（販売名が 44 Magnum であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「69 DEEP expert MAGICAL POTENTIAL（販売名が 69 DEEP expert であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「88 Revenge」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「BLAZE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「EMPEROR(CRAZY SHOT GUN)（販売名が EMPEROR(crazy shot gun)であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (7) 次の写真に示すとおり、被包に「FREE UNDER LIMITED」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (8) 次の写真に示すとおり、被包に「KATANA」と表示のある製品であって、

その内容物が植物片のもの

(9) 次の写真に示すとおり、被包に「IMPERIAL Original Misty Dash special quantity (販売名が Misty Dash であるものを含む。)」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(10) 次の写真に示すとおり、被包に「MONSTER JOKER (販売名が MONSTER であるものを含む。)」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(11) 次の写真に示すとおり、被包に「PUSSY BEAT BOX GOLD ED (販売名が PUSSY BEAT BOX であるものを含む。)」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(12) 次の写真に示すとおり、被包に「RETRO」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(13) 次の写真に示すとおり、被包に「the Helios (販売名が The Helios Relux&SEX であるものを含む。)」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(14) 次の写真に示すとおり、被包に「BARON SINCE 1926 VICTOR SONIC (販売名が VICTOR SONIC であるものを含む。)」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(15) 次の写真に示すとおり、被包に「Virgin Moan」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(16) 次の写真に示すとおり、被包に「THE SUPER LEMON HAZE VER2 (販売名がスーパーレモンヘイズであるものを含む。)」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(17) 次の写真に示すとおり、被包に「THE SUPER LEMON XtC TROPICAL (販売名がスーパーレモンヘイズ XTC TROPICAL であるものを含む。)」と表示

のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(18) 次の写真に示すとおり、被包に「THE SUPER LEMON GOLD（販売名がスーパーレモンヘイズゴールドであるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(19) 次の写真に示すとおり、被包に「THE SUPER LEMON Diamond（販売名がスーパーレモンヘイズダイヤモンドであるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(20) 次の写真に示すとおり、被包に「THE SUPER LEMON HAVEN（販売名がスーパーレモンヘイズヘブンであるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(21) 次の写真に示すとおり、被包に「乱麻」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(22) 次の写真に示すとおり、被包に「AURA NEO Ecstasy Revision」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(23) 次の写真に示すとおり、被包に「Black Diamond SEC-1」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(24) 次の写真に示すとおり、被包に「CARNIVAL」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(25) 次の写真に示すとおり、被包に「Crazy Drop（販売名が crazy drop であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(26) 次の写真に示すとおり、被包に「Crystal XXX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(27) 次の写真に示すとおり、被包に「Deep Lagoon」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

- (28) 次の写真に示すとおり、被包に「Doll Maker」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (29) 次の写真に示すとおり、被包に「ECSTASY GAY（販売名が Ecstasy Gay であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (30) 次の写真に示すとおり、被包に「Ecstasy King」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (31) 次の写真に示すとおり、被包に「FUSION FANTASTIC EXOTIC NIGHT（販売名が FUSION FANTASTIC であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (32) 次の写真に示すとおり、被包に「GAY RASH」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (33) 次の写真に示すとおり、被包に「GOMEO CRASH（販売名が GOMEO CRASH（ゴメ/クラ）であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (34) 次の写真に示すとおり、被包に「KING'S Celebration（販売名が KING'S celebration であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (35) 次の写真に示すとおり、被包に「LILY THE LAST」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (36) 次の写真に示すとおり、被包に「LOVE BEAT」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (37) 次の写真に示すとおり、被包に「Crystal SPEED VER3（販売名が MP36 クリスタルスピード Vr3 であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

- (38) 次の写真に示すとおり、被包に「Orga Fly RELIGION」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (39) 次の写真に示すとおり、被包に「POP HOP POP」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (40) 次の写真に示すとおり、被包に「Refresia PREMIUM LIMITED（販売名がRefresiaであるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (41) 次の写真に示すとおり、被包に「ROYAL」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (42) 次の写真に示すとおり、被包に「SEXY BLACK」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (43) 次の写真に示すとおり、被包に「SQUALL（販売名が Squall であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (44) 次の写真に示すとおり、被包に「Ultra Extreme Zero for love Time（販売名が Ultra Extreme Zero であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (45) 次の写真に示すとおり、被包に「UNDER SPECTOR」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (46) 次の写真に示すとおり、被包に「W2-STAR（販売名が W2-STAR（2スタ）であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (47) 次の写真に示すとおり、被包に「xoxo（販売名が xoxo（キスキス）であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (48) 次の写真に示すとおり、被包に「ECSTASY Wave 3（販売名がエクスタ

シーウエーブ 3 であるものを含む。) 」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(49) 次の写真に示すとおり、被包に「ECSTASY HYPER 2 (販売名がエクスタシーハイパー 2 であるものを含む。) 」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(50) 次の写真に示すとおり、被包に「ケツアクメ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(51) 次の写真に示すとおり、被包に「けつマンボ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(52) 次の写真に示すとおり、被包に「極トコロテン」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(53) 次の写真に示すとおり、被包に「ゴメオ XP+58up (販売名がゴメオ XP+58 であるものを含む。) 」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(54) 次の写真に示すとおり、被包に「とろとろ 2」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(55) 次の写真に示すとおり、被包に「マゾウケ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(56) 次の写真に示すとおり、被包に「メスイキ男」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(57) 次の写真に示すとおり、被包に「花魁 (R-TYPE) 」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(58) 次の写真に示すとおり、被包に「菊紋」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(59) 次の写真に示すとおり、被包に「狂狗」と表示のある製品であって、

その内容物が液体のもの

(60) 次の写真に示すとおり、被包に「性暴」と表示のある製品であって、

その内容物が液体のもの

(61) 次の写真に示すとおり、被包に「奴隷～NO.9～」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

あって、その内容物が液体のもの

(62) 次の写真を付して「Night Panic UK」の名称で販売される製品であって、その内容物が固形状のもの

て、その内容物が固形状のもの

(63) 次の写真を付して「SEXIST TOXIN」の名称で販売される製品であって、その内容物が固形状のもの

その内容物が固形状のもの

(64) 次の写真に示すとおり、被包に「ACME SNAKE」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

って、その内容物が粉末のもの

(65) 次の写真に示すとおり、被包に「END OF THE WORLD（販売名が End OF THE WORLD であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

物が粉末のもの

(66) 次の写真に示すとおり、被包に「Speed Rush 2（販売名が MP43 スピードラッシュ 2 であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

内容物が粉末のもの

(67) 次の写真に示すとおり、被包に「Speed Ice 2（販売名が MP46 スピードアイス 2 であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

物が粉末のもの

(68) 次の写真に示すとおり、被包に「CHEMICAL B（販売名が Research chemical B であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

物が粉末のもの

(69) 次の写真に示すとおり、被包に「CHEMICAL C（販売名が Research chemical C であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

物が粉末のもの

(69) 次の写真に示すとおり、被包に「CHEMICAL C（販売名が Research chemical C であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

物が粉末のもの

(69) 次の写真に示すとおり、被包に「CHEMICAL C（販売名が Research chemical C であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

物が粉末のもの

物が粉末のもの

(70) 次の写真に示すとおり、被包に「Spanking Monster feel to hot time
(販売名が Spanking monster であるものを含む。)」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(71) 次の写真に示すとおり、被包に「Ultimate SHOCK EX」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(72) 次の写真に示すとおり、被包に「UPPER FUNNY」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(73) 次の写真を付して「Viking」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの

(74) 次の写真に示すとおり、被包に「cathinone Love VER2 (販売名がカチノンラブであるものを含む。)」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(75) 次の写真に示すとおり、被包に「Rush TRIP 2 (販売名がラッシュトリップ2であるものを含む。)」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(76) 次の写真に示すとおり、被包に「悶ノ時」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(「次の写真」は、省略し、その写真を佐賀県健康福祉部薬務課に備え置いて、及び佐賀県ホームページにおいて縦覧に供する。)

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、吸入、摂取その他の方法により身体に使用されるおそれがあると認められるため